



地方裁判所における 刑事通常第一審事件の概況及び実情

1 刑事通常第一審事件の概況

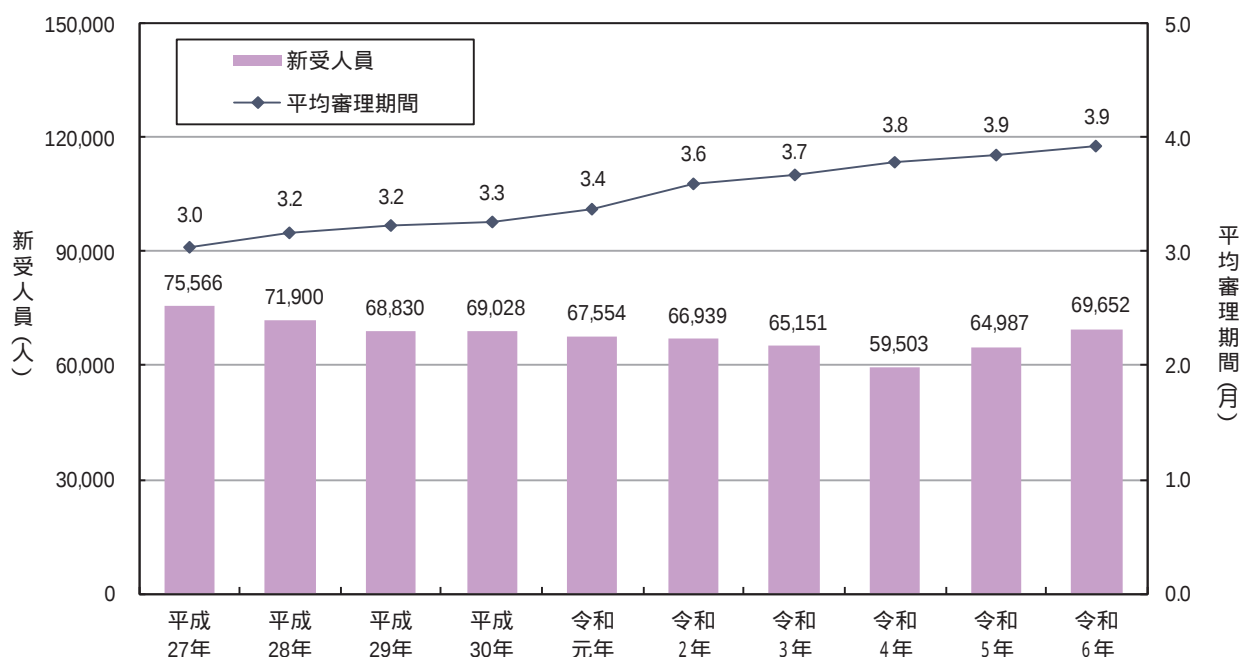
1 . 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数（新受人員、終局人員）については、平成28年以降、令和4年までおおむね減少傾向が続いたが、令和5年及び令和6年は増加した。平均審理期間については、長期化傾向にある。

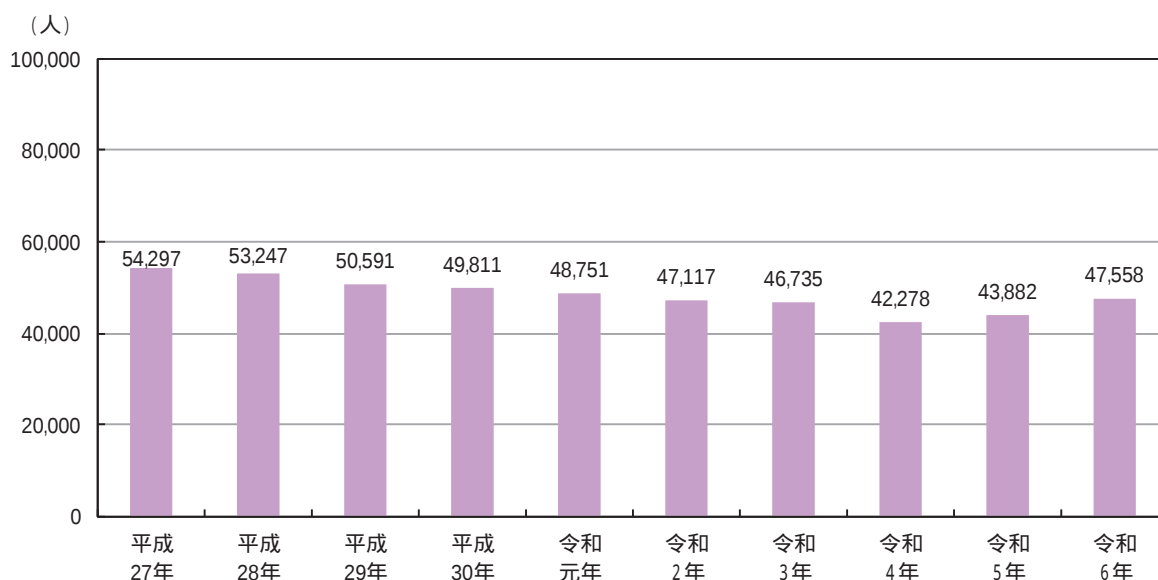
事案複雑等を事由とする長期係属実人員数については増加がみられるが、その余の主な統計データ（否認率、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については前回から大きな変化はみられない。

刑事通常第一審事件¹の新受人員（延べ人員）²及び終局人員（実人員）³の推移については【図1】【図2】のとおりである。平成28年以降おおむね減少傾向が続いたが、令和5年以降増加に転じ、前回（新受人員59,503人、終局人員42,278人）から増加した（新受人員69,652人、終局人員47,558人）。

【図1】 刑事通常第一審事件の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移



【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員（実人員）の推移



¹ ここでいう「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

主要罪名別終局人員については【表3】のとおりであり、前回と同様、窃盗、覚醒剤事犯、交通事犯が目立っている（第10回報告書155頁【表3】参照）。

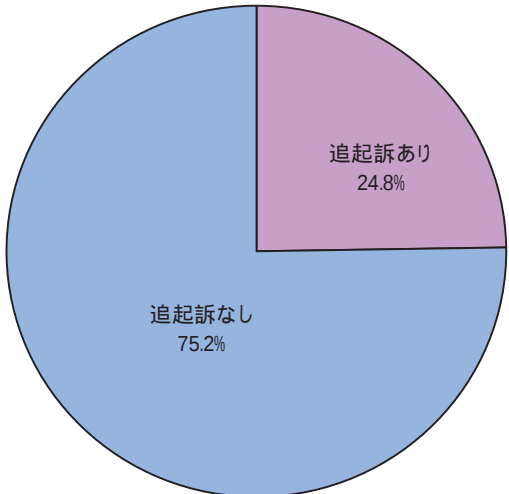
【表3】 主要罪名別終局人員(実人員)

	窃盗	詐欺	傷害	不同意性交等・同致死傷	強盗・同致死傷	業務上横領	恐喝	殺人	現住建造物等放火	傷害致死	贈・収賄	業務上・自動車運転過失致死傷	その他刑法犯	道路交通法違反	覚醒剤取締法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯
通常一審全体	11,203	3,308	1,778	683	433	330	286	199	95	75	54	26	5,879	5,659	4,876	4,869	2,176	240	74	6	5,309
うち裁判員裁判対象事件	-	-	3	47	219	-	1	198	95	75	-	-	102	-	92	13	-	1	2	-	30

- 1 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
- 2 裁判員裁判対象事件のうち、裁判員法3条1項の除外決定があったもの、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 4 「不同意性交等・同致死傷」には、処断罪が「強姦・同致死傷」、「集団強姦・同致死傷」及び「強制性交等・同致死傷」のものが含まれる。
- 5 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪)については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪)については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴の有無別割合については【図4】のとおりである。追起訴のある事件の割合は、前回とほぼ同様（24.8%）であり、全体の約4分の1を占める（第10回報告書155頁【図4】参照）。

【図4】 追起訴の有無別割合



刑事通常第一審事件の概況は【表５】のとおりである。

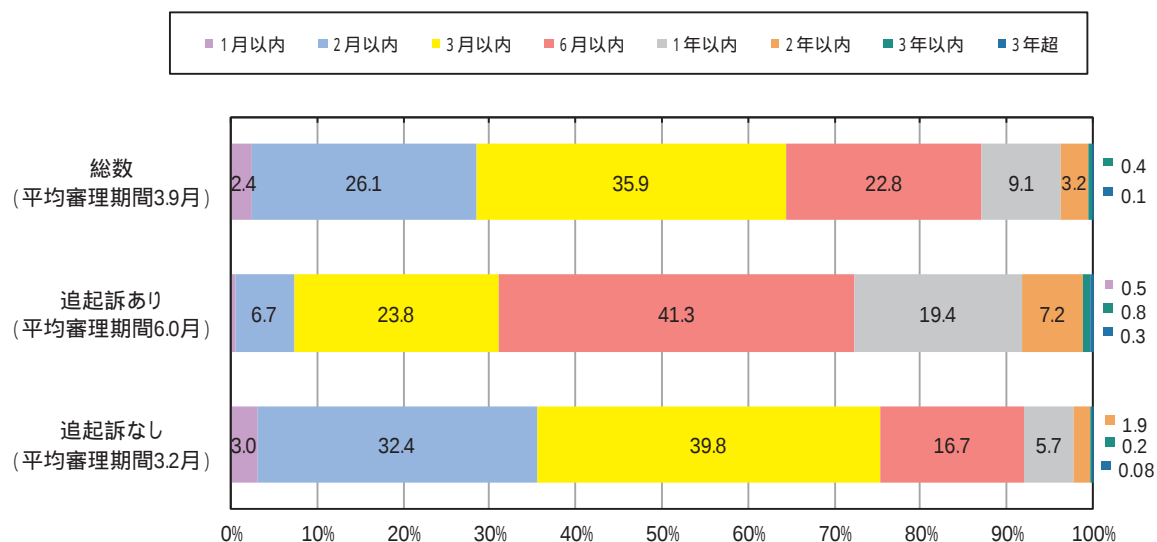
【表５】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 9、10
終局人員(実人員)	47,558	878
平均審理期間(月) 1	3.9	14.0
受理から第1回 2	2.0	
第1回から終局 3	1.9	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.5	7.2
平均開廷回数 4	2.7	5.6
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) 5	1.4	
平均取調べ証人数	0.6	2.8
平均証人尋問公判回数 6	1.2	2.4
平均被告人質問公判回数 7	1.1	1.8
否認率(%)	8.9	51.1
弁護人選任率(%)	99.3	100.0
国選弁護人選任率(%) 8	85.0	87.1
私選弁護人選任率(%) 8	17.2	19.6
外国人(要通訳)率(%)	9.7	13.8
鑑定実施率(%)	0.3	6.9
検証実施率(%)	0.01	0.1

- 1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- 2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については 3を参照)を控除して算出している。
- 3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- 4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- 5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- 6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- 7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- 8 国選弁護人と私選弁護人が同時に選任された事件や国選弁護人が解任された後に私選弁護人が選任された事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護人選任率」及び「私選弁護人選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護人選任率」を上回っている。
- 9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

追起訴の有無別の平均審理期間については【図6】のとおりである。追起訴のある事件の平均審理期間(6.0月)及び追起訴のない事件の平均審理期間(3.2月)は、前回とほぼ同様である(第10回報告書157頁【図6】参照)。

【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布

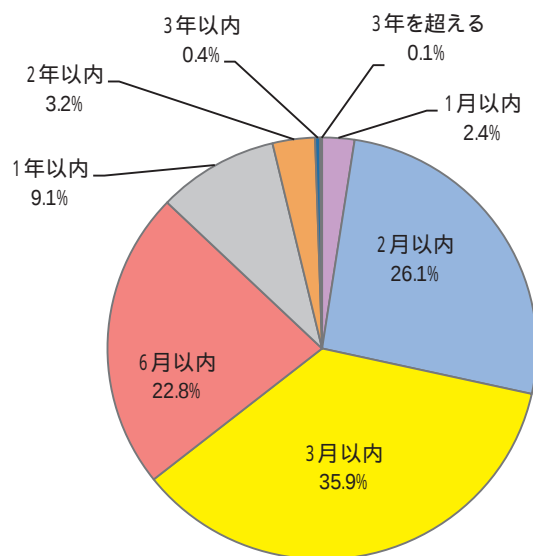


総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。
なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

審理期間の分布については【図7】のとおりであり、【図7】 審理期間の分布

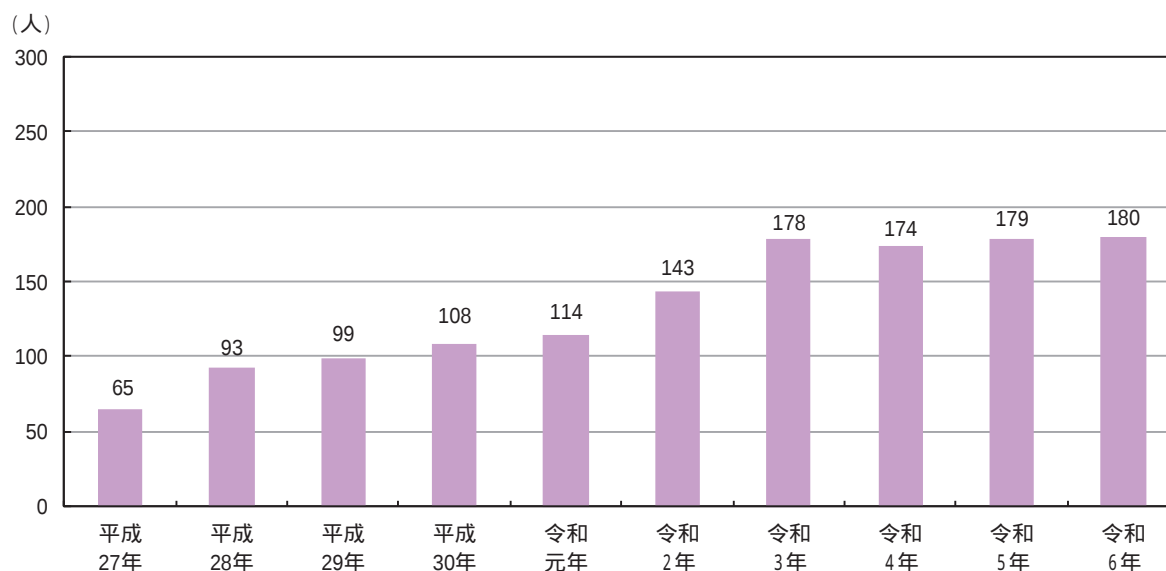
審理期間が3月以内の事件は、前回(66.6%)より減少して64.4%となり、3月超6月以内の事件は、前回(21.2%)より増加して22.8%となった。その一方で、審理期間が1年を超える事件は、前回とほぼ同様(3.7%)である。(第10回報告書157頁【図7】参照)

追起訴の有無別で見た審理期間の分布については【図6】のとおりであり、追起訴のない事件では審理期間が3月以内の事件が75.2%を占めるのに対し、追起訴のある事件では31.0%である。

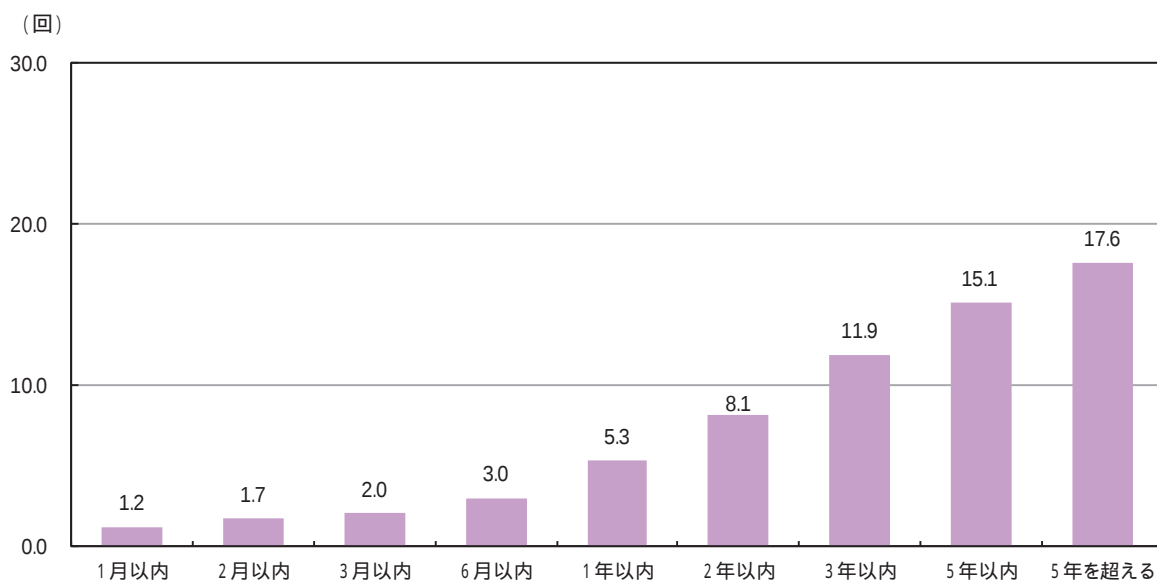


事案複雑等を事由として2年を超える長期にわたって係属している実人員の推移については【図8】のとおりであり、前回（174人）から増加して180人となっている⁴。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数⁵及び平均開廷間隔については【表5】【表10】のとおりであり、いずれも前回からほとんど変化は見られない（第10回報告書156頁【表5】、159頁【表10】参照）。

⁴ 長期係属事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「令和5年における刑事事件の概況（下）」法曹時報77巻3号61頁から84頁（令和5年）。

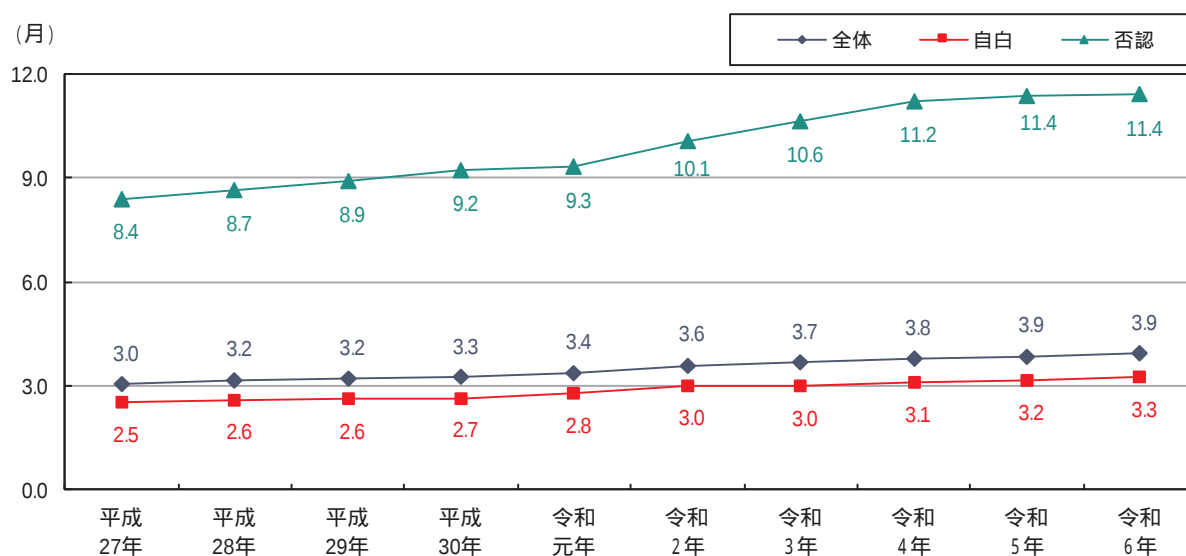
⁵ 開廷回数は、基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である（【図9】）。

平均審理期間の推移（全体、自白、否認⁶）については【図11】のとおりである。自白事件及び否認事件のいずれについても長期化傾向がみられる。

【表10】 平均開廷間隔（全体、自白、否認）

	全体	自白	否認
平均開廷間隔（月）	1.4	1.4	1.7

【図11】 平均審理期間の推移（全体、自白、否認）



全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員に分けた場合の平均審理期間については【表12】【表13】のとおりであり、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間は、前回とほぼ同様（総数14.9月、自白11.0月、否認17.8月）である（第10回報告書160頁【表12】【表13】参照）。

⁶ 自白とは、終局の段階において、全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は被告人が終局の段階まで黙秘していた場合並びに公訴事実を認め、法律上犯罪の成立を妨げる理由や刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び証拠能力を争って無罪を主張した場合をいう。

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員	自白	否認	その他	公判前整理手続に付された人員	自白	否認	その他
終局人員	47,558	46,568	41,151	3,653	1,764	(2.1) 990	(0.9) 412	(1.2) 568	(0.02) 10
平均審理期間(月)	3.9	3.7	3.2	10.4	1.8	14.9	11.0	17.8	8.2

- 1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。
- 2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。
- 3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」は公判前整理手続に付されたが、被告事件についての陳述に入らずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。
- 4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が38人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員(実人員)及び平均審理期間

			総数	合 議				単独
				法定合議	裁判員裁判 対象事件	非対象法定 合議事件	裁定合議	
公判前 整理手続	総数	終局人員	990	855	833	22	57	78
		平均審理期間(月)	14.9	14.0	13.9	17.4	24.6	17.8
	うち自白	終局人員	412	397	392	5	6	9
		平均審理期間(月)	11.0	10.8	10.8	9.9	18.5	16.2
	うち否認	終局人員	568	448	431	17	51	69
		平均審理期間(月)	17.8	17.0	16.9	19.6	25.3	18.0
	うち被告事件に ついての陳述 前に移送等で 終局	終局人員	10	10	10	-	-	-
		平均審理期間(月)	8.2	8.2	8.2	-	-	-
	公判前整理手続実施率(%)		2.1	36.5	96.0	1.5	12.3	0.2

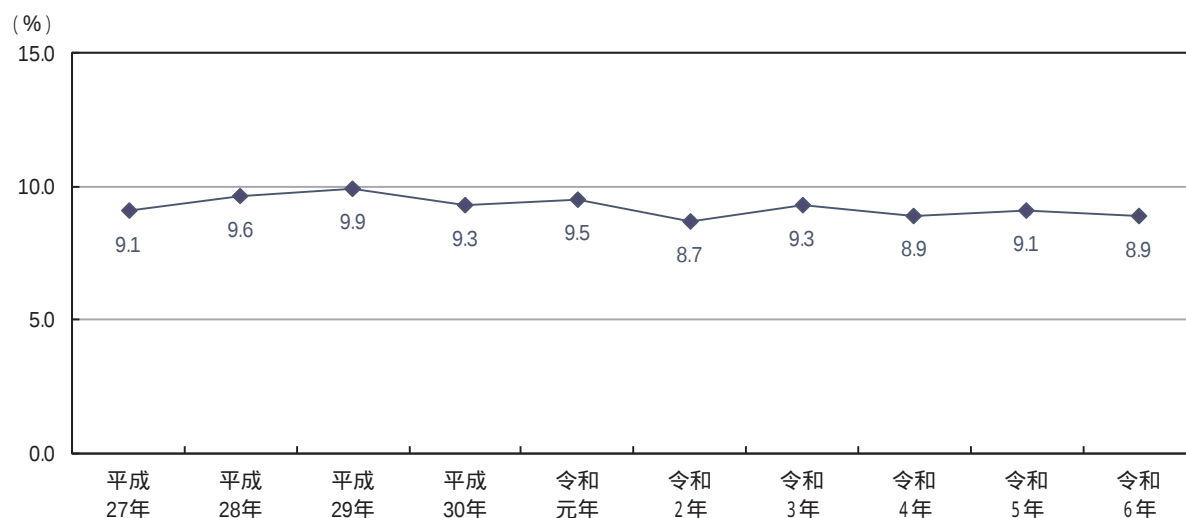
- 1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。
- 2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。
- 3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

否認率については【図14】のとおりであり、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいの状況にある。

審理の状況に関するその余の統計データを見ると、平均取調べ証人数（0.6人）を始めとして、平均証人尋問公判回数（1.2回）、平均被告人質問公判回数（1.1回）、鑑定実施率（0.3%）、検証実施率（0.01%）といった証拠調べの実施状況については【表5】【表15】【表16】のとおりであり、前回から大きな変化はみられない（第10回報告書156頁【表5】、161頁【表15】【表16】参照）。

控訴率（全体11.0%、自白8.1%、否認39.2%）については【表17】のとおりであり、前回（全体11.5%、自白8.4%、否認42.7%）から大きな変化はみられない（第10回報告書161頁【表17】参照）。

【図14】 否認率の推移



【表15】 平均証人尋問公判回数
(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数	1.2	1.0	2.3

【表16】 平均被告人質問公判回数
(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数	1.1	1.1	1.5

【表17】 控訴率(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
控訴率	11.0%	8.1%	39.2%

控訴率は判決人員(有罪(一部無罪を含む。))及び無罪人員の合計)に対する控訴人員の割合である。

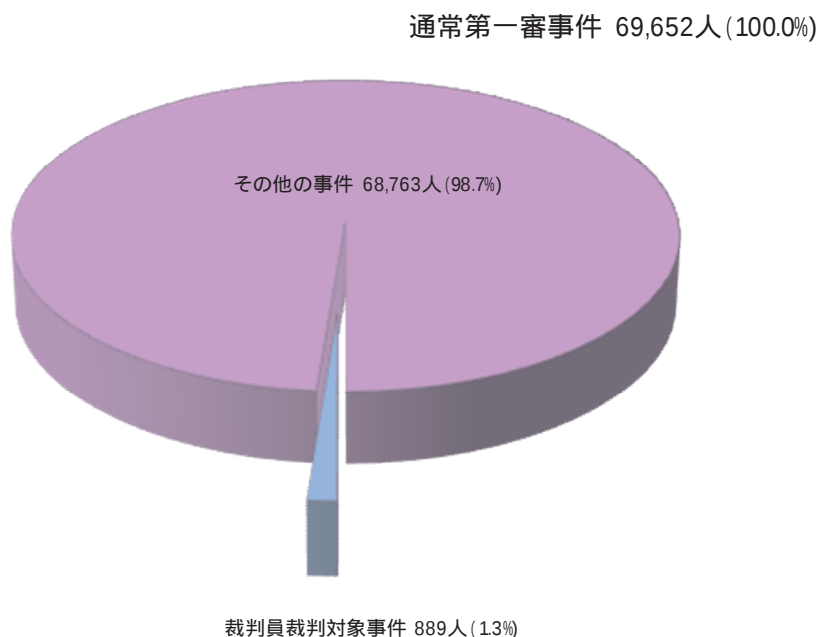
1 . 2

裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件の新受人員及び判決人員は、令和6年は前回から若干増加しているが、長期的にみると減少傾向にある。平均審理期間及び審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、いずれも、一時は長期化傾向に歯止めが掛かっていたが、令和6年は再び長期化傾向がみられる。

裁判員裁判対象事件（裁判員法施行後に起訴された同法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件）が全体に占める割合（新受人員での割合）は、【図18】のとおり僅かであるが、現在の刑事訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから、今回の検証においても、裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



1 延べ人員である。

2 「裁判員裁判対象事件」には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

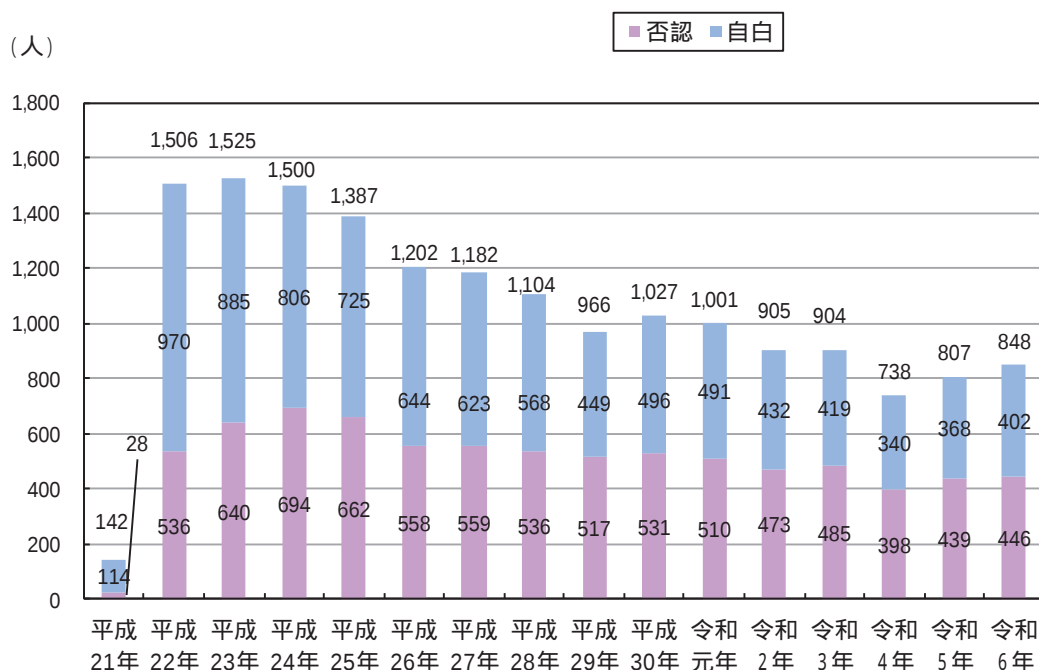
まず、事件数の動向については【表 19】【図 20】のとおりである。新受人員は、平成 28 年まで減少傾向が続き、その後横ばいの状況が続いた後、近年は再び減少傾向がみられたが、前回（839 人）から若干増加して 889 人となった。判決人員についても、おおむね同様の傾向であり、前回（738 人）から若干増加して 848 人となった。なお、【表 19】では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

【表 19】 裁判員裁判対象事件における罪名別新受人員の推移

	累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
総数	19,345	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	1,004	793	839	972	889
強盗致傷	4,485	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	304	136	133	259	217
殺人	4,350	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	217	220	228	202	233
現住建造物等放火	1,913	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	97	87	80	100	94
覚醒剤取締法違反	1,700	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	252	77	28	60	123	82
傷害致死	1,613	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	57	82	85	73	64
不同意わいせつ致死傷	1,512	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	90	69	74	88	53
不同意性交等致死傷	1,268	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	47	47	50	49	57
強盗・不同意性交等	612	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	28	23	15	15	19
強盗致死(強盗殺人)	461	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	33	12	18	25	21
危険運転致死	315	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	22	25	23	8	19
偽造通貨行使	308	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	5	11	31	7	2
通貨偽造	136	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	1	4	1	1	2
銃刀法違反	135	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	9	5	9	2	1
保護責任者遺棄致死	116	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	11	3	10	3	7
集団(準)強姦致死傷	81	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	-	-	-	-	2	-
逮捕禁禁致死	73	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	-	-	-	8	2	-
組織的犯罪処罰法違反	58	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-	1	-	-	-	-	3
身の代金拐取	34	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-	1	2	8	10	3	-
麻薬特例法違反	34	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1	-	-	1	1	1
拐取者身の代金取得等	32	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-	22	2	2	-
爆発物取締罰則違反	24	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-	-	1	2	-	1	3
麻薬取締法違反	10	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
強盗・不同意性交等致死 (強盗・不同意性交等殺人)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1
その他	72	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	3	7	1	6	10

- 1 延べ人員である。
- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「不同意わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制わいせつ致死傷を含む。
- 6 「不同意性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制性交等致死傷を含む。
- 7 「強盗・不同意性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等を含む。
- 8 「強盗・不同意性交等致死(強盗・不同意性交等殺人)」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦致死及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等致死(強盗・強制性交等殺人)を含む。
- 9 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
- 10 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
- 11 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 12 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 13 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
- 14 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図20】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移（自白・否認）



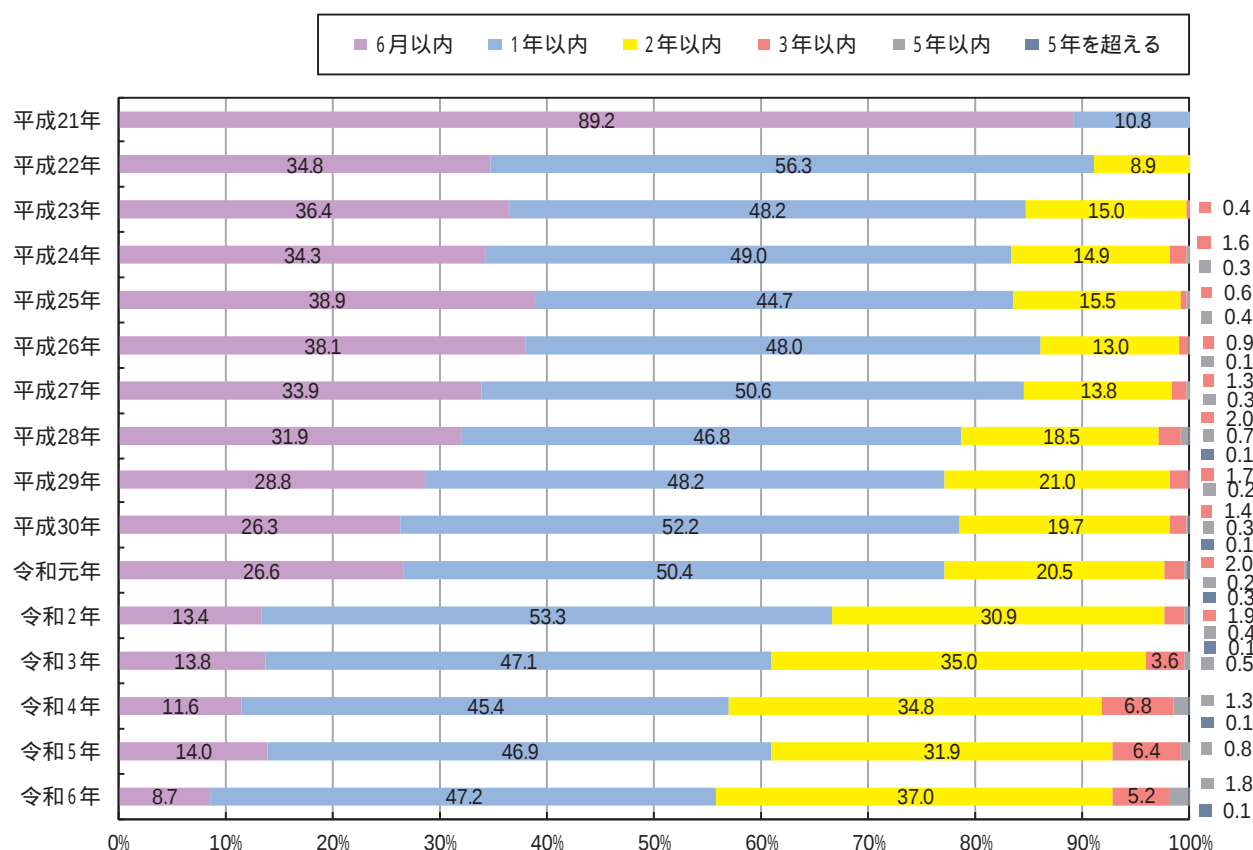
- 1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

否認率については【図20】⁷のとおりであり、判決人員で52.6%と、前回からほとんど変化はない（第10回報告書164頁【図20】参照）。

次に、平均審理期間（終局人員）については【表5】のとおり、前回（13.8月）より若干長期化して14.0月となっているが、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回（8.2%）より減少して7.2%となっている（第10回報告書156頁【表5】参照）。審理期間の分布については【図21】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件は、前回（11.6%）より減少して8.7%となった一方で、1年超2年以内の事件が前回（34.8%）より増加して37.0%となった（第10回報告書165頁【図21】参照）。

⁷ 【表5】と【図20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである（なお、【図20】の注2も参照）。

【図21】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



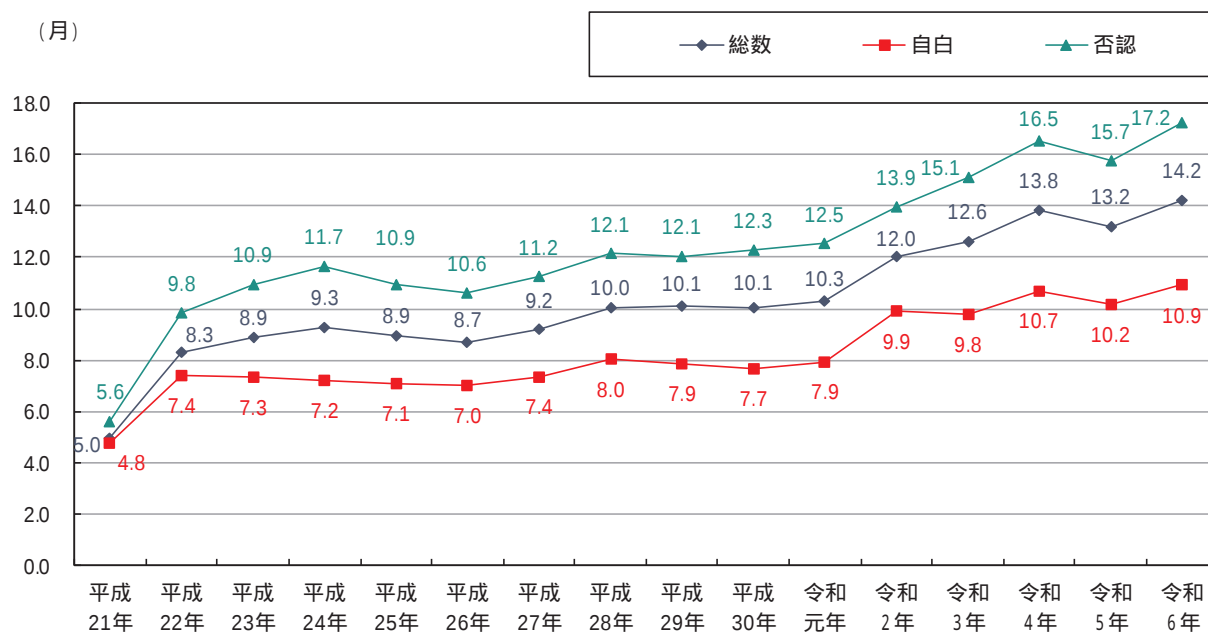
- 1 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

平均審理期間（判決人員）は【図22】のとおりであり、公判前整理手続期間の平均は【図23】のとおりである。特に公判前整理手続期間の平均は、自白、否認のいずれについても、令和元年頃から長期化傾向が続いており、令和5年は前回（総数11.5月）から若干減少したが（11.1月）、令和6年は増加した（11.8月）。

審理期間の内訳をみると、【図24】のとおり、公判前整理手続期間が審理期間の大半を占め、公判前整理手続期間が長期化すると審理期間も長期化する関係にある。更に公判前整理手続期間別の事件割合の推移をみると、【図25】のとおり、前回の令和4年の時点では、令和2年から令和4年の3年間で比較してみると、6月以内及び1年超1年6月以内については大きな変動はなく、他方で、1年6月超については大きく増加しているなどといった傾向がみられたが、令和4年から令和6年の3年間は、1年6月超及び6月以内については減少し、6月超9月以内及び1年超1年6月以内については増加しているなどといった前回とはやや異なる傾向がみられる。

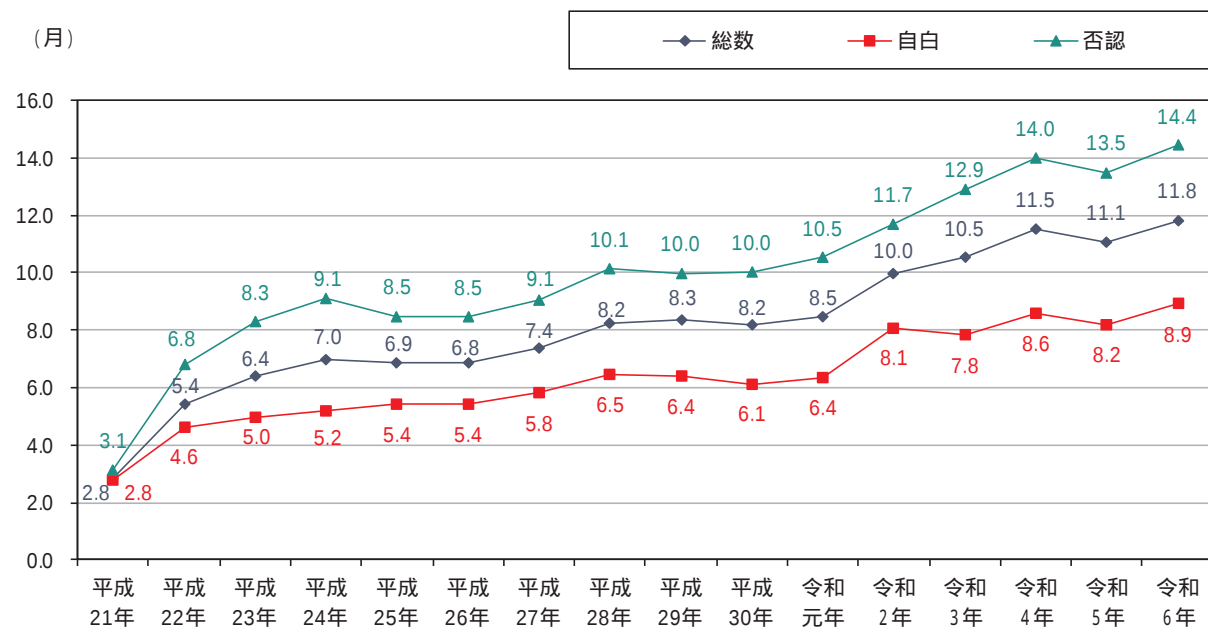
平均開廷回数については【表5】のとおり5.6回となっており、前回（5.4回）から若干増加している（第10回報告書156頁【表5】参照）。

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移
(総数・自白・否認)



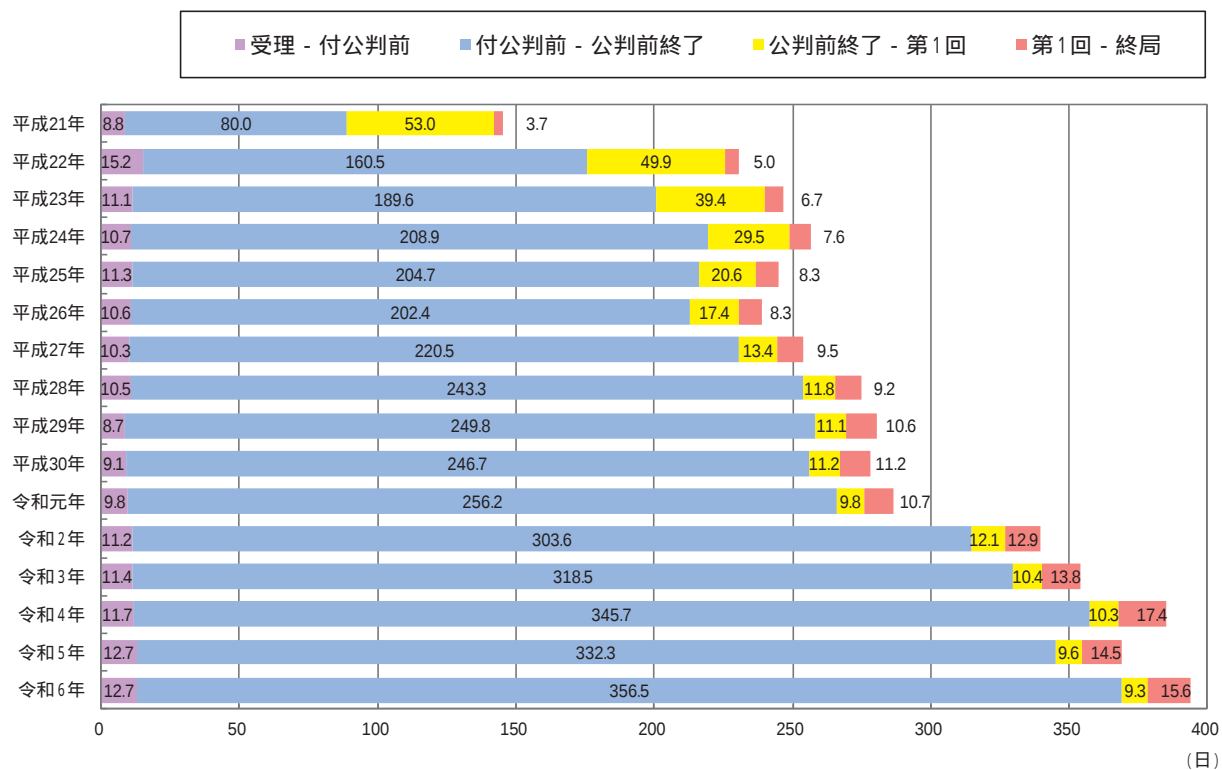
- 1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移
(総数・自白・否認)



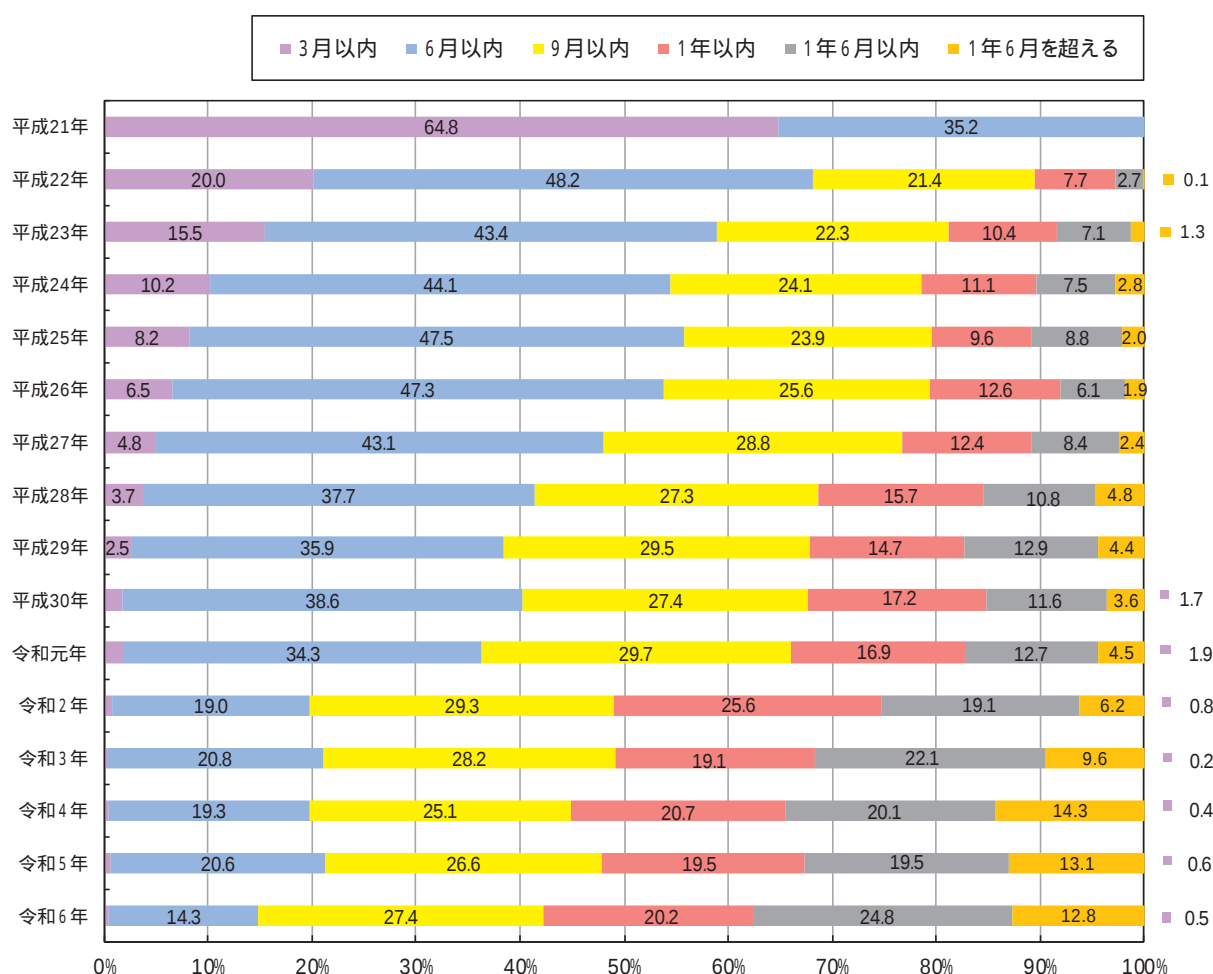
- 1 判決人員は実人員である。
- 2 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

【図24】審理段階別の平均日数の推移



- 1 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件(例:裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。
- 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがあ
- 3 日数の平均によるため、【図22】【図23】の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均とは一致しない。

【図25】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間別事件割合の推移



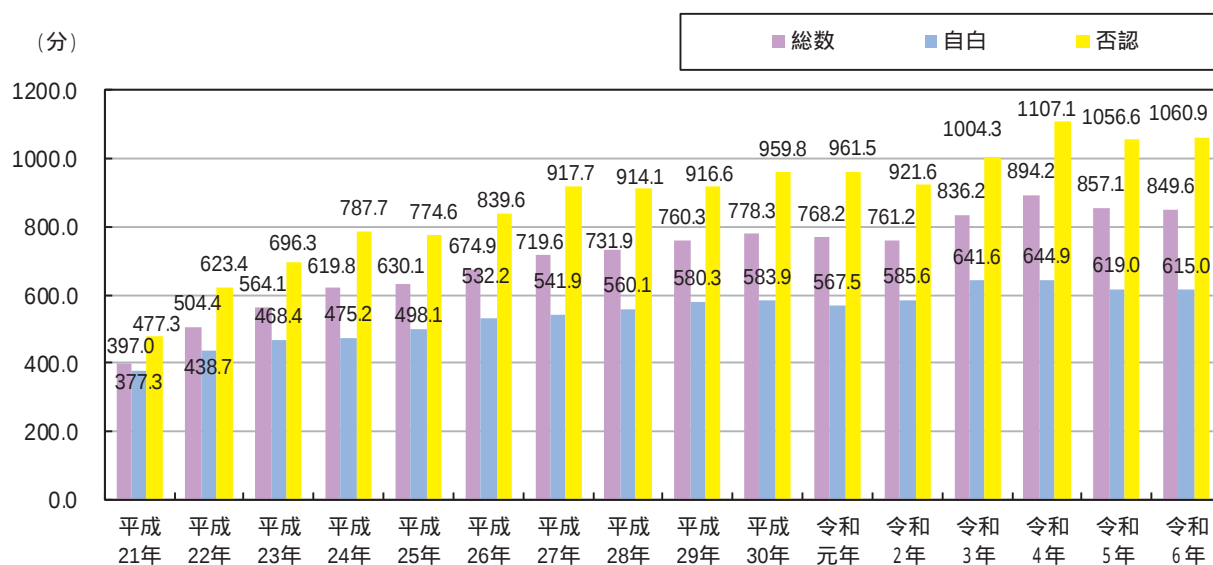
- 1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員は裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

平均評議時間の推移については【図26】のとおりであり、自白事件では、前回(644.9分)より減少して615.0分となり、否認事件についても、前回(1,107.1分)より減少して1,060.9分となった。

証拠調べの実施状況については、平均取調べ証人数(2.8人)、平均証人尋問公判回数(2.4回)、平均被告人質問公判回数(1.8回)、鑑定実施率(6.9%)及び検証実施率(0.1%)がいずれも前回(それぞれ3.1人、2.4回、1.8回、7.7%、0.0%)から大きな変化は見られない。(【表5】)(第10回報告書156頁【表5】参照)

なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数(その多くは犯情関係と思われる。)は、0.6人となっており、裁判員法施行直後の時期(平成22年は0.4人)より増加している(「裁判員裁判の実施状況について⁸」10頁【表8】)。この状況は前回から継続しており、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう⁹、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われるという運用が一般化したといえる。^{10 11}

【図26】 平均評議時間の推移(総数・自白・否認)



評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

⁸ この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。

<https://www.saibanin.courts.go.jp/shiryō/index.html>

⁹ 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた(最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」76頁図表41(平成24年)参照)。

¹⁰ もとより、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

¹¹ 統計上は把握しにくい、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証(被告人の供述調書等)の取調べに先立って実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主義、直接主義を実質化しようという取組も定着しつつある。

2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

刑事事件については、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化し、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっているところ、その長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難いことから、第8回検証から実情調査を実施し、公判前整理手続の長期化要因や公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について聴取を行ってきた。これまでの報告書では、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられるとした上で、このうち 事件内容の変化の要因は、科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とするいわば外在的なものであり、訴訟関係者の取組によって直ちに改善を図ることは容易ではないが、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について、法曹三者で議論を深め、共通認識を形成していくことで、この要因による長期化を改善する余地があると指摘したところである。

今回の検証においては、これまでの実情調査の結果からの経年変化や、庁の規模や地域性による対比を行う観点から、これまでと同様、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の長期化要因の分析及び公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策等について調査を行うこととし、令和6年5月及び同年10月に、中規模庁及び小規模庁の地方裁判所本庁各1庁の計2庁の裁判所並びにこれらの裁判所に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。なお、近年、裁判員裁判非対象事件の否認事件の平均審理期間の長期化傾向が顕著となっていることに鑑み、実情調査においては、裁判員裁判非対象事件の公判準備についても調査を行い、これまでとは違った視点から検証テーマを深掘りすることとした。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）公判前整理手続の長期化要因等について

ア 法曹三者の意識

今回の調査においては、充実した公判前整理手続を迅速に行うことの意義について法曹三者の意識を聴取したところ、事件関係者の記憶の減退や、被害者等の負担、被告人の身柄拘束に伴う不利益といった、長期化による弊害に対する共通した問題意識が法曹三者から示されたが、他方、検察官の立場からは、迅速化を過度に強調することで争点や証拠の整理が十分にされない場合もあることから、充実した公判前整理手続を行うことも重要である旨の意見があり、また、弁護人の立場からは、被告人の防御権を行使するための準備に時間をかける必要もあるため、公判前整理手続の期間のみが強調されることに懸念がある旨の意見があった。

イ 事件内容の変化

事件内容の変化（防犯カメラ映像やSNSのメッセージ等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、捜査段階で黙秘する事件の増加）が公判前整理手続の長期化に影響していることについては、これまでの実情調査とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。また、事件内容の変化として、追起訴が続く組織的広域事件（強盗致傷事件等）が増加しているとの紹介があった。

（ア）防犯カメラ映像やSNSのメッセージ等の客観的証拠の増加

防犯カメラやドライブレコーダー等の映像、SNSのメッセージ、スマートフォン等の電子機器のデータといった客観的証拠が増加している点について法曹三者の認識は一致しており、検察官の側からは、検

察官による分析や解析に時間を要するだけでなく、弁護人から証拠開示請求を受けると、開示対象を精査したり、マスキングの要否を検討した上で作業することに時間を要していることが、また、弁護人の側からは、開示された証拠につき、謄写して検討したり、勾留されている被告人に確認を求めるのに時間を要していることが、それぞれ紹介された。

(イ) 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加

責任能力や法医学等の科学的・専門的知見が問題となる事件が増加している実情があるところ、検察官の側からは、責任能力にそこまで疑義がないような事案でも、裁判員が不安に思うことがあるかもしれないとして、責任能力の鑑定を実施する事案が増加しているという意見があった。また、弁護人の側からは、証拠開示を受けてから協力医等を確保して反論・反証を準備する必要がある、時間がかかることはやむを得ない、費用を工面できずに弁護士会等のつてで協力医等に無償又は少額で依頼しているような場合には急かすことができない、といった意見があった。

また、死因が争われる事案について、特定の法医学者に死因鑑定が集中し、鑑定書の完成まで起訴後半年から1年以上かかることもあり、弁護人が鑑定書を見るまでは意見を述べられないとして、長期化の要因になっている実情がうかがわれた。これに対し、検察官の側からは、鑑定書が作成される前に鑑定医の意見をまとめた調書を作成して開示する工夫をしており、弁護人はそれを前提に主張を検討することができるのではないか、という意見があった。

(ウ) 捜査段階で黙秘する事件の増加

検察官の側からは、捜査段階で被告人が黙秘した場合、被告人の言い分が不明であるため、捜査機関としては公判段階を見据えて網羅的に証拠を収集せざるを得ず、証拠量が増大して公判前整理手続が長期化する旨の意見があり、他方、弁護人の側からは、被告人が黙秘することで取調べ状況をめぐる無用な争いがなくなるという、長期化の歯止めにつながる要因を示唆する意見があった。

(エ) 追起訴が続く組織的広域事件（強盗致傷事件等）の増加

被告人がいわゆる「闇バイト」に応じて組織的に広域にわたって強盗を繰り返す共犯事件が増加しており、このような事件では、証拠量が多い上、共犯者間の証拠意見の調整に時間を要するために長期化しやすい、という実情が示された。

ウ 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮

証拠開示に時間を要していることや、弁護人がどこまで主張すべきかをめぐって紛糾して長期化することがあるといった点については、これまでの実情調査とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。

(ア) 証拠開示

証拠開示については、検察官の側から、客観的証拠が増大している中、検察官としては幅広く証拠の任意開示をしているが、自白事件か否認事件かにかかわらず、弁護人が広範に証拠の開示を求めるため、マスキングや謄写に時間を要しているとの実情の紹介があった。これに対し、弁護人の側からは、任意開示はあくまで任意であり、類型証拠開示請求をして全ての証拠を確認した上で防御を尽くす必要がある、という意見があった。

(イ) 主張整理等

公判前整理手続においてどこまで主張を整理すべきかや弁護人の主張明示義務の範囲について、法曹三者で共通認識が得られておらず、検察官が弁護人の主張が抽象的にとどまるとして求釈明を申し立て、公判前整理手続段階で弁護人が主張すべき範囲をめぐって紛糾するなどして長期化することがあることがうかがわれた。弁護人の側からは、公判段階になって被告人質問で被告人が供述すれば足りるようなことまで検察官から公判前整理手続段階で主張するよう求められることがある、公判前整理手続段階で主張を明示することで、被告人の公判段階での言い分が限定されたり、証人に対する弁護人の反対尋問の獲得目標等が明らかになってしまうようなことはしたくない、という意見があった。他方、検察官の側からは、

弁護人が抽象的な主張をするにとどまる場合には、立証責任を負う検察官としては網羅的な主張立証をせざるを得ない、裁判員に分かりやすい審理をするためには、証人に対して重点的に尋問すべき事項等を把握するため、弁護人に具体的に主張してもらう必要がある、という意見があった。

弁護人の方針について、類型証拠開示が全て終わるまで主張を一切示さない方針をとる弁護人が一定数見られるという実情が示された。弁護人の側からは、仮に被告人から事件に関する話を聞いていたとしても、証拠開示を経て弁護人が証拠の検討をするまでは、暫定的にであっても軽々に見通しや方針を示すことはできない、という意見があった。

裁判所の訴訟指揮について、検察官・弁護人の側からは、当事者間で証拠開示や主張のやりとりをめぐって膠着状態に陥った際に、裁判所が適切にコントロールすることが求められる、という意見があった。また、検察官の側からは、裁判所が弁護人に対して主張等の提出期限を明確に切ることがないため、弁護人からいつまでも具体的な主張がされずに長期化している、という意見があった。裁判所の側からは、訴訟指揮が裁判体によって異なるために当事者が手続の進行を予測できない可能性があり、事件類型ごとのプラクティスを積み上げて訴訟指揮についてのコンセンサスが得られれば迅速化に資するのではないか、という意見があった。

立証の在り方について、統合捜査報告書の作成や刺激証拠の取扱いをめぐる調整に時間を要する、という実情が示された。統合捜査報告書については、検察官の側からは、盛り込む情報やレイアウト等に検討を要するほか、原証拠との整合性のチェックをした上で弁護人の同意を得るための調整が必要であり、多大な時間を要している、原証拠を抄本化したものを証拠として取り調べることも考えられるのではないかと、という意見があった。

審理計画の組み方について、裁判所の側から、コロナ禍で事件処理が滞留したことや、余裕を持った審理日程を組むことで第1回公判から判決宣告までの実審理期間が長期化していることもあり、別の事件の公判期日を指定しようとする半以上先に期日を予定せざるを得ず、結果として本来であればもっと早く公判前整理手続を終えられることができた事件も長期化している、という実情が示された。

(2) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

ア 個々の事件において採られている方策

公判前整理手続の充実・迅速化のための方策として従前から行われている、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約については、前回の報告書においても形骸化が指摘されていたが、今回の実情調査においても、効果が限定的にとどまっている実情が示された。

起訴後早期の打合せについては、検察官の準備がまだ不十分であったり、弁護人から見通しが示されない、あるいは示せないことも多く、効果があるのは一部の事件にとどまるという実情がうかがわれた。また、公判期日の仮予約については、期限が設定されてそれに向けて準備が進められることで迅速化の効果はあるものの、期日の再調整が実際には難しく、予約したとおりの日程で審理を行わざるを得ないことがあるため、そもそも期日の仮予約をするのに当事者が躊躇する面もある、という意見があった。

その他の取組として、裁判所からは、期日前にその期日で行う内容についてメール等で当事者と共有している旨の紹介があった。

イ 個々の事件の処理を超えて採られている方策

前回の報告書では、裁判員裁判が終了した際に行われる振り返りの会や定期的に行われる法曹三者による研究会等において公判前整理手続の長期化の問題を取り上げてその運用の基礎となるべき点について共通認識を形成していく必要があると指摘されたところである。

しかしながら、振り返りの会については、公判前整理手続の進行についても話題になってはいるものの、公判段階での訴訟活動に関する話題が主になっており、公判前整理手続の進行について深まりのある議論がされているわけではないことがうかがわれた。

また、法曹三者による研究会等については、コロナ禍で中断していたといった事情もあり、今後活用を検討しているという実情が示された。

(3) 裁判員裁判非対象事件の否認事件における公判準備の実情について

裁判員裁判非対象事件の否認事件における公判準備の実情については、裁判員裁判対象事件と同様、客観的証拠の増加、追起訴の完了までに時間を要する組織的かつ広域にわたる事件の増加等の事件内容の変化が長期化に影響している実情がある一方で、非対象事件特有の事情として、裁判員裁判の公判の予定が優先的に立てられるため、非対象事件の公判期日を入れづらい面があることも示された。

公判前整理手続や期日間整理手続の活用状況についてみると、非対象事件においては、重たい手続であるとして敬遠されがちであり、当事者の協力によって証拠開示や争点整理を進めていくのに事実上の打合せで対応していることが多いという実情が示された。検察官の側からは、公判前整理手続等に付すことで争点が明確になることもあるが、公判前整理手続等に付しても弁護人が具体的な主張をしなければ争点を整理することはできず、弁護人の方針に左右される部分も大きい、弁護人から証拠開示請求等の様々な請求がされてかえって長期化する場合があるといった意見があった。他方、弁護人の側からは、証拠開示を求めるために弁護人が公判前整理手続等に付すよう請求しても、裁判所・検察官が消極的な対応をする場合が多いといった意見があった。

また、非対象事件においては、裁判体が裁判官のみであることもあって、裁判員裁判対象事件のような争点や証拠の整理、厳選が行われにくいこと、さらには、裁判員裁判のような連日開廷が難しく、立証も五月雨になりがちであることといった実情が示された。

3 検証検討会での議論

1 法曹三者の意識の違いについて

公判前整理手続の迅速化に向けた法曹三者の意識について、それぞれの立場の違いからくる意識の違いがあり、裁判員制度が施行された初期の頃は裁判員制度を失敗させないように法曹三者で協力していこうという雰囲気があったが、現在では立場の違いが先鋭化してしまっており、この意識の違いを超えて迅速化のための方策を見出すことは難しい旨の指摘があった。他方、法曹三者それぞれの意識が訴訟活動に反映される以上、法曹三者で議論をして、公判中心主義といった理想に立ち返って迅速化の意義を共有する必要があるという意見があった。

2 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

弁護人が広範に証拠開示を求めるために長期化するとか、弁護人の主張すべき範囲をめぐって紛糾することで長期化するといった当事者の訴訟活動をめぐる問題については、検察官と弁護人とで立場の違いがある以上、解決することが難しいという指摘があった。また、刑事訴訟法316条の3で当事者と裁判所がともに充実した公判前整理手続を迅速に行っていくことが求められており、裁判所が公判前整理手続をリードしていくことをより一層期待したいという意見があった。

弁護人の主張明示義務をめぐる問題については、法律上の義務の問題と迅速化のためのベタープラクティスの問題とは区別する必要がある、後者については立場の違いを超えて共通認識を得ることは難しい以上、前者を基準に考えるべきである、法律上の義務の範囲については更に議論を深めていくことが求められる、事案ごとに、審理計画への影響の有無という観点からは公判前整理手続段階でどこまで弁護人が主張を明示する必要があるのかを具体的に議論し、法曹三者の相互理解を深める意義はある、事件類型に応じて主張明示義務の範囲について共通理解を形成していくことも考えられるのではないかという意見があった。

また、立場の違いから生じる対立点を乗り越えることは難しいが、証拠の開示や統合捜査報告書の作成等の作業において、柔軟な対応がされなかったり、当事者間のコミュニケーション不足等の問題によって円滑に進められていない現状にあることから、こういった作業を円滑に進められれば迅速化に資するのではないかという意見があった。

3 公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策等について

振り返りの会等の個々の事件を通じた振り返りの中で公判前整理手続の長期化についてもテーマとして取り上げて議論を深め、その経験を裁判所・検察庁・弁護士会で共有していく必要があるという意見があった。

4 その他

客観的証拠の増加といった事件内容の変化に対応するためには、事件処理に必要な法曹三者の体制面の問題や被告人と十分に証拠を検討するための環境の整備を指摘する意見のほか、統合捜査報告書ではなく原証拠を抄本化して取り調べる工夫があるのではないかという意見があった。

4 今後に向けての検討

今回の実情調査によっても、これまでの実情調査と同様、公判前整理手続の長期化については、客観的証拠の増加を含めた事件内容の変化があることに加え、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の問題が複合的に影響を及ぼしていることがうかがわれた。これまでの報告書で指摘されているとおり、事件内容の変化とといったいわば外在的な要因がある中で公判前整理手続の長期化に対処するためには、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮を見直していく必要がある。

しかし、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の在り方については、それぞれ立場が異なっている法曹三者間で共通認識が得られていないことがうかがわれた。公判前整理手続において何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった、公判前整理手続の運用の基礎となるべき点については、法曹三者で共通認識を形成すべく努力を継続していく必要があり、そのような議論を踏まえた新たなプラクティスを見出していくことが不可欠である。

この点、前回の報告書において、個々の裁判員裁判が終了した際に行われる振り返りの会や法曹三者間で定期的開催される研究会等で公判前整理手続の在り方や長期化の問題について議論することが有用であると指摘されたところであるが、今回の実情調査においては、振り返りの会について、公判段階での訴訟活動に関する話題が主になっており、公判前整理手続について深まりのある議論がされているわけではなく、法曹三者による研究会等については、コロナ禍の影響も未だ残っており、従前ほど議論が活発に行われているとまではいえない現状がうかがわれた。刑事裁判の基本原則である当事者追行主義の下、公判前整理手続における争点及び証拠の整理は当事者間で主体的に行われるべきものであり、具体的事件において公判前整理手続に携わる検察官及び弁護士としては、手続を円滑に進められるよう、より密接なコミュニケーションをとって互いの認識の齟齬を解消していくことが望まれる。そして、裁判所においても、手続を適切にコントロールしていく姿勢が求められる。